

令和元年 10 月 2 日

各 部 課 長 殿

市 長 尾 崎 保 夫

令和 2 年度予算編成方針

内閣府が発表した月例経済報告（令和元年 9 月）では、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と報告している。

このような日本経済の情勢等を踏まえ、東大和市における令和 2 年度予算については、国や東京都の予算編成の動向を的確に把握するとともに、この予算編成方針に基づき編成することにする。

1. 国・東京都

(1) 国の予算編成

国においては、「令和 2 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和元年 7 月 31 日閣議了解）を定め、令和 2 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとし、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

<各省における要求・要望項目の概要>

- ・ 年金、医療等に係る経費については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴ういわゆる自然増として 5,300 億円を加算した額の範囲内において要求する。
- ・ 義務的経費については、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上、要求する。

- ・ その他の経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に 100 分の 90 を乗じた額（「要望基礎額」）の範囲内で要求する。
- ・ 予算の重点化を進めるため、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置する。

（2）東京都の予算編成

東京都の「令和 2 年度予算の見積りについて」（令和元年 7 月 19 日依命通達）では、今日の都政には、未来への跳躍台とするべき東京 2020 大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを作り上げるとともに、大規模地震への備え、年々激しさを増す豪雨や猛暑への対策、2025 年以降の人口減少や更なる少子高齢化への対応、高齢運転者による交通事故の防止や待機児童の解消など、誰もが安心して暮らし、いきいきと活躍できる社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

加えて、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化、東京の重要な成長戦略である観光振興など、東京の「稼ぐ力」に更に磨きをかけ、わが国の経済を力強く牽引していくとともに、「ゼロエミッション東京」の実現や気候変動対策、共存共栄に向けた全国との連携など、東京、ひいては日本全体の持続的成長に繋がる施策を積極的に展開していかなければならない。

こうした課題の解決に向けた施策を積極果敢に展開するとともに、東京が成長を生み続ける成熟都市として更なる進化を図っていくためには、Society5.0 の社会実装に向けた取組など、都民生活の豊かさを向上させるとともに、生産性を飛躍的に高め、潜在成長力の強化にも繋がる、AI、IoT、5Gなどの第 4 次産業革命の技術革新をいち早く取り込んでいくことが重要である。

東京都の令和 2 年度予算は、東京 2020 大会を確実に成功させ、東京が世界で輝き続ける未来を創る予算として、第一に、東京 2020 大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを作り上げること、第二に、都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society5.0 の実現に向けた施策など、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に進めること、第三に、将来に

わたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により無駄の排除を徹底するなど、財政基盤をより強固なものとするを基本方針としている。

2. 東大和市

(1) 財政状況（平成 30 年度地方財政状況調査等による決算状況）

平成 30 年度決算では、普通会計（一般会計）における実質単年度収支が約 2 億 4,400 万円の黒字になり、引き続き、市財政の持続性に繋がる決算収支になったと考えられる。

歳入では、雇用や所得環境が改善傾向の影響を受けたほか、一部の法人の業績が好調に推移したことにより市民税法人は増収となり、市税の総額は、前年度決算比で約 1 億 1,900 万円増の約 127 億 9,000 万円となっている。また、普通交付税については、高齢者人口の増加に伴う社会保障関係経費の増額等を反映し、前年度決算比で約 1 億 5,000 万円の増となっている。

これら歳入における経常一般財源等の総額は、約 171 億 1,000 万円で、前年度決算比で約 1 億 7,800 万円の増となったが、高齢化等に伴う社会保障関係経費の増加が今後も見込まれる状況の中、市税や国・東京都の交付金等による経常一般財源等の確保に継続的に取り組む必要がある。

次に歳出であるが、人件費は、前年度決算比で約 700 万円の減となり、扶助費は、平成 29 年度に実施した臨時福祉給付金の皆減等により前年度決算比で約 3,100 万円の減となったが、依然として障害者福祉費や児童福祉費などで増加傾向が続いている。

また、公債費については 700 万円の増となっているが、新学校給食センター新築工事に係る市債借入額の元金償還が始まることにより今後は増加する見込みとなっている。

これら歳出の経常経費に必要な一般財源の総額は、約 161 億 6,000 万円となり、前年度決算比では、歳入の増加額を上回る約 2 億 6,000 万円の増となっている。

平成 30 年度決算の財政指標については、財政健全化法に基づく健全化判断比率については一定の健全性が保たれた内容となっているが、経常収支比率は物件費の増加等に伴い、前年度比 0.5 ポイント増の 94.4% となり、ここ数年間の比率は増加傾向にある。市が定める目標（90%以内）に向けて厳しい状況であることから、事務事業の見直しなど経常経費を削減するための取組を一層進める必要があると考えている。

また、景気は緩やかに回復しているとされているところだが、先行きの不確実性に留意する必要がある、少子・高齢化社会の進展に伴う財政需要の増加や公共施設等の老朽化対策を考慮した場合、市財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる。

(2) 令和 2 年度予算の編成に向けて

歳入では、市民税については、雇用・所得環境の改善状況を反映した内容が見込まれるところであるが、都税に連動する交付金等に関しては、国の税制改正の内容や影響等に留意する必要がある、現時点で確たる見通しは難しい状況になっている。

地方交付税は、地方の固有財源（一般財源）として位置づけられているが、国は、引き続き「新経済・財政再生計画」との整合において、地方創生の取組や業務改革の取組等については、その成果を算定に反映させていく方向性が示されており、今後、国が策定する地方財政計画及び地方財政対策の内容を十分に注視する必要がある。

次に歳出であるが、扶助費については、障害者福祉や児童福祉の拡充に加え、生活保護費が高止まりの状況になっていることから、平成 31 年度の予算規模を超えることが見込まれ、繰出金についても、高齢化社会の進展に伴う医療・介護の給付が増加しており、一般会計から関連する特別会計への繰出金に影響は今後も大きくなるものと考えている。

また、老朽化が進んでいる公共施設等の対応については、学校施設の長寿命化をはじめ、今後の更新等の経費に多額の財源を必要とすることから、国や東京都の補助金等の積極的な活用を図らなければならない。

このような歳入・歳出の状況が見込まれるところであるが、東大和市第二次基本構想における将来都市像「人と自然が調和した生活文化都市東大和」の実現に向けて第四次基本計画の施策を着実に実施し、今後の人口減少の抑制を図るためには、「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる施策についても、引き続き、推進していく必要があると考える。

令和 2 年度においては、「日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちづくり」を重要な施策として位置づけ、子育て支援と学校教育の充実を一層図り、シニアの方々の地域での活動を支援する施策を進めるほか、市の魅力を発信することにより市民の皆様が将来にわたって住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりを考えている。

これら施策の実現を図るための事業の予算化にあたっては、実施計画の財政収支の見通しからも困難な状況が見込まれるところであるが、引き続き、歳入の確保と経費の縮減に取り組むなど、適正な行財政運営に努め、市民サービスの向上を図ってほしいと考えている。

そこで、令和2年度の予算編成に当たっては、前述した内容を十分に認識し、「(3) 令和2年度の重要施策等」及び「(4) 予算編成方針における重要事項」や、別に定める予算編成要領等に基づき、予算見積書を作成することとする。

(3) 令和2年度の重要施策等

第二次基本構想における将来都市像「人と自然が調和した生活文化都市東大和」を実現するため、令和2年度予算編成では、「日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちづくり」を最も重要な施策として位置づけ、「住みよい、活気のあるまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、「福祉の行き渡ったまちづくり」、「地域力・教育力の向上」など、これらの施策を推進していくこととする。

具体的には、第四次基本計画で掲げた目標の達成に向けて、「東大和市実施計画」に計上された次の事業について、優先的に予算を配分することとする。

また、令和2年度は、市制50周年及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたることから、関連する事業について計画的に取り組むこととする。

「豊かな人間性と文化をはぐくむまち」を築くために

- ・「学校教育の充実」に係る事業
- ・「市民文化の振興」に係る事業
- ・「生涯学習の充実」に係る事業

「健康であたたかい心のかよいあうまち」を築くために

- ・「児童福祉の推進」に係る事業
- ・「保健・医療の充実」に係る事業
- ・「高齢者保健福祉の推進」に係る事業
- ・「障害者福祉の推進」に係る事業

「環境にやさしく安全で快適なまち」を築くために

- ・「防災・防犯体制の推進」に係る事業
- ・「道路・交通の整備」に係る事業
- ・「市街地の整備」に係る事業
- ・「緑の保全・創出」に係る事業

(4) 予算編成方針における重要事項

① 全般的事項

- ア 開かれた市政の実現のため、施策の形成や課題の対応に当たっては、情報公開の推進と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。
- イ 持続可能な市政の実現のため、新規施策の実施に当たっては、社会情勢等を見通す中、その効果等を検討し、「東大和市実施計画」における主要事業など取り組むべき課題に集中すること。
- ウ 「東大和市行政改革大綱」に基づき、市民サービスの向上や効果的・効率的な行政運営の観点から、行政改革に取り組むこと。特に、厳しい財政状況を踏まえ、積極的な歳入確保と歳出縮減に取り組むこと。
- エ 「東大和市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点による老朽化対応や維持・更新に係る財政負担の平準化など、公共施設等の最適化の実現に向けて取り組むこと。

② 歳入予算の見積もりと歳入確保の取組

- ア 市税については、税制改正の動向に留意し、課税客体を的確に把握すること。また、収納率の向上に取り組むこと。
- イ 国庫支出金及び都支出金については、国や東京都の予算編成の動向を的確に把握し、各事務事業の財源として積極的な活用を図ること。
- ウ 分担金・負担金及び使用料・手数料については、受益者又は原因者の適正な負担を検討し、自主財源の確保を図ること。また、収納率の向上を図ることにより負担の公平性を保つこと。
- エ 市有地等の活用を検討すること。

③ 歳出予算の見積もりと歳出縮減の取組

ア 政策的経費については、「(3) 令和2年度予算の重要施策等」に基づき、「東大和市実施計画」に計上された主要事業を見積もること。

イ 経常的経費については、職員人件費や公債費等を除き、見積上限額の範囲内の額とし、かつ配当する一般財源の額を超えないこと。

ウ 事務改善を図り、合理化・効率化を進めることにより、事務管理経費や時間外勤務手当の縮減など積極的な取組を行うこと。

エ 会計年度任用職員に係る予算の計上については、業務の進め方を見直すなど、必要性等を十分に精査した上で、真に必要な配置分について見積もること。

オ 公共施設等の保全に係る経費のうち軽易な内容については、過去の実施状況等を踏まえて、その改善に必要な予算を見積もること。

また、公共施設等の管理・運営に関しては、費用負担や効率性等を比較検討し、民間活力の導入を図ること。

④ 特別会計予算

特別会計における各事業についても、前記の「①全般的事項」等に基づき、予算を見積もること。

また、特別会計として経理する原則を踏まえ、一般会計繰入金については、制度に基づき一般会計が負担する経費に係る基準内繰入金と、それ以外の基準外繰入金を明確に区分し、負担の適正化や経費の縮減等により、基準外繰入金の抑制を図ること。

⑤ 公営企業会計予算

公営企業会計となる下水道事業についても、前記の「①全般的事項」等に基づき、予算を見積もること。

また、令和2年4月1日から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行することに伴う影響や、移行前後の変更点などを明確にすること。